第六条の三の表算定政令第四条の四第一項第二号イの被保険者の数の項及び算定政令第四条の四第一項第二号ロの被保険者の数の項中「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同項の次に次のように加える。

算定政令第四条の四第一項第二号ハの被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数

第六条の三の表算定政令第四条の四第一項第二号ハの介護納付金課税被保険者の数の項中「算定政令第四条の四第一項第二号ハ」を「算定政令第四条の四第一項第二号ニ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同表算定政令第四条の四第一項第二号ニの介護納付金課税被保険者の数の項中「算定政令第四条の四第一項第二号ニ」を「算定政令第四条の四第一項第二号ホ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同項の次に次のように加える。

算定政令第四条の四第一項第二号への介護納付金課税被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第六条の三の表の規定は、平成二十七年度分の繰入金から適用する。

○国土交通省令第四十五号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）の施行に伴い、並びにタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「地理試験合格証」を「合格証」に改める。

第十六条第一項第三号中「事務所の」の下に「名称及び」を加える。

第二十六条中「登録諮問委員会」を「適正化事業諮問委員会」に改める。

第三十九条の見出しを「（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第四十八条第一項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（以下単に「試験」という。）は、次に掲げる科目ごとに、告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。

一　タクシー事業に係る法令、安全及び接遇

二　当該指定地域に係る地理

第三十九条第二項中「地理試験受験申請書」を「受験申請書」に改め、同条第四項中「試験に合格した者には」を「地方運輸局長は、試験に合格した者に対し」に、「地理試験合格証」を「合格証」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　地方運輸局長は、第一項各号に掲げる科目のいずれか一科目について合格点を得た者に対し、当該合格点を得た科目を通知する。

6　前項の通知は、第十七号の二様式による科目合格通知書により行うものとする。

第三十九条の二を次のように改める。

（試験科目の一部免除）

第三十九条の二　一の指定地域で行われた試験において前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について試験を受け、そのいずれか一科目について合格点を得た者が、当該試験に係る同条第五項の通知があつた日から起算して二年以内に、当該指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、当該合格点を得た科目に係る試験を免除する。

2　一の指定地域で行われた試験に合格した者が、当該試験に合格した日から起算して二年以内に、当該指定地域以外の指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、前条第一項第一号に掲げる科目に係る試験を免除する。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（登録実施機関又は適正化事業実施機関の公示等）

第三十九条の三　国土交通大臣は、法第四十九条第一項の規定により登録実施機関又は適正化事業実施機関に試験事務を行わせるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

2　登録実施機関又は適正化事業実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四十条中「第二十三条中」を「第二十三条第一項中」に改め、「及び収支予算」の下に「と、同条第二項中「、収支予算又は資金計画」とあるのは「又は収支予算」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第十八条（第一項第五号を除く。）、第二十二条の二第一項及び第二項（第四号に係る部分に限る。）、第二十三条並びに第二十六条の二の規定は、登録実施機関が試験事務を行う場合について準用する。この場合において、第二十二条の二第一項第二号中「特定指定地域」とあるのは「指定地域」と、第二十三条第一項中「、収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と、同条第二項中「、収支予算又は資金計画」とあるのは「又は収支予算」と読み替えるものとする。

第四十一条（見出しを含む。）中「適正化事業実施機関が」を「登録実施機関又は適正化事業実施機関が」に、「行なう」を「行う」に、「第三十九条第二項、第三項、第四項、第五項及び第八項」に改め、「あるのは、」の下に「「登録実施機関」又は」を加える。

第四十二条中「一件につき二千八百円」を「次の表の上欄に掲げる科目ごとに、同表の中欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額」に改め、「地方運輸局長（」の下に「登録実施機関又は」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「場合には、」の下に「当該登録実施機関又は」を加え、同条に次の表を加える。

科目	地域	金額
タクシー事業に係る法令、安全及び接遇	指定地域	三千四百円
当該指定地域に係る地理	指定地域（特定指定地域を除く。）	二千六百円
	特定指定地域	三千四百円

第四十四条の見出し中「適正化事業実施機関」を「登録実施機関又は適正化事業実施機関」に改め、同条中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項若しくは第七項」に、「行なう」を「行う」に改める。